

厚生労働省通達（令和2年3月31日基発0331第7号）の別表

（別表）

実行カリキュラムの要件

科 目	範 囲	時間
職長等として 行うべき労働 災害防止及び 労働者に対す る指導又は監 督の方法に関 すること	<b>1 基本項目（必須）</b> (1) 職長等の役割と職務 (2) 製造業における労働災害の動向 (3) 「リスク」の基本的考え方を踏まえた職長等として 行うべき労働災害防止活動 (4) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき 講ずる措置 (5) 異常時等における措置 (6) 部下に対する指導力の向上（リーダーシップなど） (7) 関係法令に係る改正の動向	120分 以上
	<b>2 専門項目（選択）</b> (1) 事業場における安全衛生活動 (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み (3) 部下に対する指導力の向上（コーチング、確認会話 など）	必要な 時間
グループ演習	以下の項目のうち1以上について実施すること。 ・ 職長等の職務を行うに当たっての課題 ・ 事業場における安全衛生活動（危険予知訓練など） ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講 ずる措置 ・ 部下に対する指導力の向上（リーダーシップ、確認 会話など）	120分 以上
合 計		360分 以上